

健康で心豊かに生きるための住宅・社会資本整備をめざして

- 生活福祉空間づくり大綱 -

平成6年6月28日
建設省

我々は今、21世紀の本格的長寿社会へ扉を開こうとしている。「人生80年時代」は、今日までの国民の努力の積み重ねによって築き上げてきた我が国経済社会の発展の成果である。

その反面、これまでの経済成長と都市化の急速な進展の過程において、青壮年層を主役とする産業構造や地域社会が形成され、同時に、家族意識や地域コミュニティの大きな変化によって、我が国特有の家族制度や地域共同体を基盤とする共存システムの弱体化が進行してきた。

世界に類を見ない急速でスケールの大きな高齢化が進展する中で、真に豊かで実りあるいきいきとした福祉社会を実現するためには、安定的な経済成長の達成を図ることはもとより、個人の自助・自立と家庭における連帯を基盤としつつ、社会全体としてともに生き、ともに支え合うシステムを強化する方向で、社会保障、雇用、住宅・社会資本整備等に関する従来の枠組を再構築していくことが必要である。

高齢者や障害者を含む全ての人々が、自立し尊厳を持って、社会の重要な一員として参画し、世代を超えて交流することが可能な社会、これこそがいきいきとした福祉社会を構築するうえでの基本目標でなければならない。

住宅・社会資本は、これからの社会や国民一人一人の生活のあり方を規定する重要な要素である。我が国においては、従来ともすれば生産力の拡大・経済の効率化や平均的な国民の生活像を念頭に置いて、

住宅・社会資本に関する基準や目標等が定められ、それに基づいて整備が進められてきた。

今後は、多様な個人の幸福の追求という観点を住宅・社会資本整備の基本に据えた「厚み」と「幅」のある施策の展開が求められている。

その際、建設行政の視点を、高齢者、障害者のもとより、子供、女性等を含めた幅広いものへと転換し、住宅・社会資本の整備を通じて、高齢者、障害者を含む全ての人々が家庭や地域で共に暮らし、普通の生活を送ることができる社会をつくるというノーマライゼーションの理念の実現を図ることが、とりわけ必要である。この場合、ノーマライゼーションの理念を単なる物理的な障害の除去などにとどめることなく、生きがいの創出、健康の増進、多様で豊かな人的交流と社会参加などを視野に入れたより高次の価値を目指すものへと高めていくことが必要である。このような考え方に立った住宅・社会資本を「福祉インフラ」と位置付けることが適当であると考えられる。

福祉インフラの整備は、高齢者、障害者のみならず全ての国民の生活をより快適かつ豊かにするとともに、健全なコミュニティや社会の実現に貢献するものである。また、同時に、医療、介護等の社会保障のコストを軽減するとともに、社会全体の活力も維持増進され、国民経済的に大きな効果が発揮されるとの認識に立つことが重要である。

21世紀初頭までの期間はきたるべき高齢社会の国土構造を規定する、極めて重要かつ限られた期間で

ある。

このため、総合的なビジョンと計画性をもって、国、地方公共団体及び民間が一体となって精力的な投資の展開を図り、21世紀初頭までに量的にも質的にも十分な福祉インフラのストックを形成していくことが必要である。

本大綱は、このような基本認識の下に、21世紀初頭を念頭において、福祉インフラ整備のあり方についての理念を明らかにしつつ、目標とする生活像・社会像、中長期的な施策の方向、整備目標等を総合的にとりまとめたものである。

第1 いきいきとした福祉社会の生活像と福祉インフラ整備に関する施策の方向

21世紀の本格的高齢社会に向けて、我が国の社会経済環境は大きく変化すると見込まれている。

まず、高齢者が大幅かつ急速に増加する。しかも、就労や社会参加に意欲を持つ高齢者の数も大幅に増加する反面、医療や介護等の社会福祉サービスを必要とする高齢者の数も大幅に増加することになるなど、高齢者の生活も多様なものとなる見込まれている。

また、晩婚化・非婚化や女性の目覚ましい社会参画などにより、今後一層少子化が進行していくことが予想されている。

家族やコミュニティーのあり方も大きく変化すると見込まれている。高齢者との同居は、欧米に比べ依然として多いものの、ライフスタイルも多様化し、子供と同居しない高齢者だけの世帯が増えたと見込まれている。

さらに、労働時間の短縮や高度情報化の進展により、より豊かでゆとりのある生活を享受できる機会が増加するものと考えられている。

このような社会経済環境の変化に適切に対応し、いきいきとした福祉社会において目標とすべき生活像・社会像をより具体的に明らかにすれば、

- (1) 個人の自立した生活と人間としての尊厳を保障される社会、
- (2) 健康で交流、ふれあい、生きがいのある生涯、
- (3) 事故や災害等の心配のない安全・安心な社会、
- (4) 居住の安定と豊かな家庭生活、

の4つにまとめることができる。

建設省所管の住宅・社会資本は、全ての国民の生活に密接に関連するものである。建設行政は、戦後復興期以来、国土の基盤整備、産業基盤や生

活環境の整備による地域の振興、ゆとりある住生活のための住宅・宅地対策の推進等により、豊かさの実感できる国民生活の実現に努めてきており、今後もその努力を続けていかなければならない。

しかしながら、社会経済環境の変化に対応し、21世紀の本格的高齢社会をいきいきとした福祉社会とするためには、高齢者や障害者などを念頭にした施策の展開に力点を置きつつも、高齢者、障害者を含む全ての人々が生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることができるよう住宅・社会資本（福祉インフラ）の整備を強力に進めることが必要である。

福祉インフラとは、住宅・社会資本のうち、以下のようなものをいう。

- (1) 道路等のバリアフリー化や高齢化対応仕様住宅の普及など、主として高齢者、障害者、子供などを対象とし、又はその利用に配慮したもの
- (2) 公園や歩行者広場の整備など高齢者、障害者を含む全ての人々が生涯を通じて健康で心豊かに生きるためのもの
- (3) 広域救急医療を支える地域高規格道路や床上浸水被害の解消など、健康で心豊かな生活を支えるために必要な地域的基盤を整備するもの

これらの福祉インフラの整備を、個人の基礎的な生活空間である家庭、コミュニティー、いくつかの市町村にまたがる地域のそれぞれのレベルにおいて展開する必要がある。

本大綱では、これらの福祉インフラの整備を進めるため、以下の5つの施策について、その基本的方向を明らかにした。

- (1) 生涯を通じて充実した生活を送るための健

康づくりやふれあい・交流の場づくりを進める

- (2) 高齢者、障害者を含む全ての人々が安全で快適な暮らしを営むことができるバリアフリーの生活空間を形成する
- (3) 住まいを福祉の基礎的インフラとして位置付け、生涯を通じた安定とゆとりのある住生活を実現する
- (4) 安心して子供を産み育てることができる家庭や社会とするための環境づくりを進める
- (5) 健康で心豊かな生活を支える地域的基盤づくりを進める

なお、国土の骨格を形成する基盤については、高規格幹線道路、大川及び大規模ダム等は、基本的には全国土の利便向上や保全を目的とするものであり、本大綱に基づく各施策を推進する上での前提となるべきものである。また、これらの整備にあたっては、例えば高規格幹線道路のサービスエリアにおける障害者等への配慮や大川等の環境整備にあたっての周辺地域の人々の利用への配慮等、本大綱における新たな視点を加味して整備等を進めることはいうまでもない。

1 生涯を通じて充実した生活を送るための健康づくりやふれあい・交流の場づくりを進める

[施策の基本的方向]

健康づくり等を進め、生涯を通じて健やかに過ごす。

ふれあいや交流の場を整備し、生きがいを持って生涯を過ごす。特に、第三のライフステージを充実して過ごす。

コミュニティ活動を充実し、地域や家庭において豊かな生活をおくる。その際高齢者自らの知識・経験を活かすことができるようにする。

健康はあらゆる活動の源泉であり、心身両面にわたり、生涯を通じて健やかに過ごせるようにしていくことが、国民一人一人にとっても、健全なコ

ミュニティーや社会を構築する上でも最も基本となるべきことである。特に、近年、高齢化の一層の進行などによる健康に対する国民の不安の増大が見られ、今後ますます健康に対するニーズが高まるものと考えられている。

今後、労働時間の短縮等による自由時間が増大するとともに、長寿化によりもたらされた高齢期を充実したものとすることに対するニーズが高まることから、スポーツ、レクリエーション、自然とのふれあい、文化活動やボランティア活動への参加、生涯教育の享受等の多様な交流やふれあい等の活動に対する需要が益々増大することが予想される。

特に、長寿化によりもたらされる社会的制約から解放された高齢期を、幼少年期、青壮年期に続く第3のライフステージとしてとらえ、健康状態や知識・経験等の面で非常に多様な高齢者が、レクリエーション、ボランティア活動や就業などを通じて、生きがいを持って積極的に社会に参加することができるようにする必要がある。

また、都市域に住む高齢者が退職後に農村地域に移り住み、豊かな自然環境の中で自然と結び付いた生活を送るような新たなライフスタイルや、仲間同士が居住し、家族の機能を補完するような新たなライフスタイルなども一つの流れとして定着すると考えられる。

地域及び家庭での生活時間が今後益々増加する中において、その生活をより豊かで有意義なものとするためには、近隣社会であるコミュニティを充実する必要がある。特に、高齢者がそれまで培ってきた知識、経験などをコミュニティ活動の中で活かし、地域活動を通じた地域の相談役としての役割や子供達との交流を通じた文化の伝承者としての役割を果たすことが期待される。

[施策の展開]

健康づくり等を進め、生涯を通じて健やかに過ごすために

- ・ 日常的な健康づくりに役立つ公園、ジョギングロード、自転車専用道路の整備等を進める。
- ・ 都市公園において、ゲートボール場、温水利用

型健康運動施設等の整備を積極的に展開するとともに、社会福祉施設との一体的な整備に努める。また、下水処理施設の上部空間などを活用した市民農園や健康運動公園の整備等を進める。

- ・川や緑とのふれあいによる豊かな人間形成や心身の健康増進などに寄与する社会的心療効果を増進するため、都市部の河川において、せせらぎの創出、変化のある水際線の整備、清流の確保等を推進するとともに、公園において、くつろげる緑陰や日だまりの創出、森林浴のできる樹林地等の整備を推進する。

ふれあいや交流の場を整備し、生きがいを持って生涯を過ごすために

(コミュニティ内のふれあいの場の整備)

- ・誰もが自宅から歩いて行ける範囲内に公園を整備するとともに、河川・湖沼、海岸等の水辺空間や公園などを結ぶ緑道等の回遊路の整備を進め、高齢者を含む全ての人々が楽しく外出できるような工夫を行う。
- ・歩行者広場、コミュニティ道路、道の駅などの道路における「たまり」空間の整備等により、人々の交流空間の創出を図る。
- ・高齢者世帯相互の連帯感やコミュニケーションを創出するため、食堂、共用室等の共用スペースを中心として、気のあった世帯の居室を配置する住宅(コレクティブハウジング)の整備を進める。

(多世代交流の場の整備)

- ・社会福祉施設、生涯学習施設、児童施設や学校等とあわせた住宅団地の整備を実施し、多世代の交流を促進する。
- ・高齢者がそれまで培ってきた知識・経験等をコミュニティに伝承する交流センター等多世代間の交流の場を整備する。
- ・働きたい高齢者が、自らの選択により就業することを支援するため、職住近接のまちづくりを進めるとともに、再開発事業や土地区画整理事業などの実施に際して、シルバー人材センター等の就業支援施設などの立地を誘導する。
- ・高齢者のための住宅、医療、社会福祉施設、生涯学習施設等のほか、豊かな自然環境の保全・

整備、健康運動公園などによるスポーツ施設、レクリエーション施設の整備等により、青壮年層の定住の場の確保ともあいまって若者と高齢者との世代間交流も可能となるような新たなライフスタイルを実現する地方居住(ニューハピテーション)を進める。

その際、ニューハピテーションによる新たな住民や子供達及びニューハピテーションの効果により短期的に訪れる都市住民等を対象に、農村地域の高齢者が農林業を通じて培ってきた経験や知識を活用して、農作業の指導や林産工芸品づくりを教えるなど、生活に生きがいと充実感を与えるのに役立つとともに都市と農村との相互連帯感の醸成に役立つような工夫を図る。

(自然等とのふれあいの場の整備)

- ・身近な緑を活用して、家族とともに土と触れ合い、緑を育てる喜びを分かち合えるようにするため、市民農園の充実・整備を推進する。
- ・水辺空間、公園やオープンスペースの整備、身近な緑の保全、官公庁施設における開かれた緑化空間の整備などにより、水・緑の復活を進める。また、道路緑化や道路景観整備を推進するとともに、自然とのふれあいを体感できる快適な道路整備を進める。
- ・郷土の文化財等を活かした公園の整備を推進する。

コミュニティ活動を充実し、特に、高齢者自らの知識・経験を活かすことができるようにするために

- ・市民、行政、企業が連携した住民参加による民有地などの緑化活動等を行うグラウンドワーク、公園等の変革活動やまちづくり活動、川の歴史・文化の継承や河川環境のモニターなどに関するボランティア活動の支援を進める。
- ・公園や河川敷等において、ふれあい花壇やラブリバー制度等により、市民に対する植栽や花壇としての利用への開放等を進める。
- ・公園、河川・ダム資料館等におけるシルバーガイドとしての参画をはじめ、公共施設の管理運営への高齢者等の参画など、ソフト面からの工夫を積極的にとり入れる。

2 高齢者，障害者を含む全ての人が安全で快適な暮らしを営むことができるバリアフリーの生活空間を形成する

[施策の基本的方向]

物理的な障害がなく，高齢者，障害者を含む全ての人の安全かつ円滑な行動を可能とする。計画的にデイサービスセンター等が整備され，快適な日常生活を送れる。

高齢者，障害者を含む全ての人が尊厳を持って，主体性，自立性を確保しつつ，安全かつ円滑に日常生活を送ることができるバリアフリーの生活空間を実現する必要がある。このような生活空間は，健康の維持・回復を進めるうえでも有効である。

このため，高齢者，障害者等が介助無しにまたは最低限の介助で歩いたり，公共交通機関を利用できるようにすることや，今後の急激な高齢ドライバーの増加等に対応して安全で快適な運転環境を整備することが不可欠である。

高齢人口の大幅な増加に対応して，いつでも，どこでも，誰もが，身近に在宅福祉サービスを受用できるようにするためには，今後，都市計画的な手法の活用等により，高齢者等の日常生活圏域内に計画的かつ緊急にデイサービスセンター等の社会福祉施設の立地を進めることが必要である。

[施策の展開]

高齢者，障害者を含む全ての人の安全かつ円滑な行動を可能にするために

(安全・快適な歩行環境の創出)

- ・道路，公園，駐車場等の公共施設や公共的建築物の敷地内通路等の段差の解消等により，バリアフリー化を一層推進する。その際，障害者等が利用しやすいトイレ，水飲み場，障害者用駐車スペース等の整備を行う。
- ・安全な歩行の連続性が確保されるよう，市街地や住宅地等の2車線以上の道路等への歩道の設置，建築敷地等を活用した公共的空間の整備等

を進める。その際，極力車椅子やシルバーカーが容易にすれ違える幅の広い歩道(幅員概ね3m以上)の整備を図る。また，駅等の交通結節点と社会福祉施設等を結ぶなどの重要な歩行者ネットワークについては，動く歩道等の歩行支援施設の整備を図る。

- ・キャブシステムの整備等により電線類の地中化を図るとともに，駐輪場の整備等による放置自転車対策，自動販売機の歩道へのはみ出しの是正等により，歩行環境の改善を図る。
- ・立体横断施設の設置・改良にあたっては，スロープ・昇降装置の整備などにより垂直移動の円滑性を確保する。
- ・視覚障害者の円滑な歩行を確保するため，視覚障害者誘導用ブロックの設置を進めるとともに，磁気や音声等を利用した新たな歩行誘導システムの開発・整備を行う。また，視覚障害者用の地図の作成・普及を進める。
- ・建築物について，その用途や利用形態などに応じ，高齢者，障害者を含む全ての人が利用しやすいものとするを目標として，必要な指導・誘導措置の拡充を進める。特に，国や地方公共団体が整備する建築物について，技術基準に基づき整備・改修を推進する。
- ・民間による福祉のまちづくりに資する事業を推進するため，融資等のインセンティブの導入を図る。
- ・高齢者，障害者の円滑な歩行を確保するため，地下鉄の出入り口やバス停付近等，多くの歩行者が集まる場所において，周辺の公共施設等を案内する案内板等を整備する。

(公共交通機関の円滑な利用の確保)

- ・バリアフリー化が求められているターミナル駅などにおいて，鉄道事業者などと協力して，自由通路やペDESTリアンデッキ，駅前広場の整備，周辺建築物との一体的整備等による歩行環境の改善などの全ての人が利用しやすい交通結節点の整備を進め，乗換などの負担軽減を図る。
- ・連続立体交差事業により鉄道の高架化等を行う場合には，駅における快適な移動空間を整備するとともに，周辺市街地を積極的に再整備し，

計画的なバリアフリー化を推進する。また、新交通システム等の駅においても、エレベーター等による駅のバリアフリー化を推進する。

- ・超低床式・リフト付きバスの導入等の車両の改善と連携を図りつつ、利用しやすい交通広場やバス停の整備などバス交通の利便性を高める。

(高齢ドライバー等の運転環境の整備)

- ・高齢者等の運転特性を考慮して、見通し距離、線形等の道路構造の見直しを進めるとともに、電波を用いてドライバーのニーズにあった渋滞情報等をリアルタイムに車載コンピュータに提供する道路交通情報通信システム(VICS)等の次世代道路交通システム(ARTS)の開発・整備を推進する。
- ・高齢ドライバー等にも配慮したわかりやすい道路情報の提供を進める。
- ・福祉施設、文化施設等の高齢者などの利用が多い施設の周辺地区において、積極的な駐車場整備を推進する。
- ・道の駅などの道路の休憩施設において、障害者用駐車スペース、障害者等が利用しやすいトイレ等を設置する。また、必要に応じて沿道施設とも連携して、障害者等が利用しやすいトイレの案内標識の設置を進める。
- ・身体障害者が自ら運転する場合や、重度の身体障害者等を乗せて介護者が運転する場合に、有料道路通行料金の割引を実施する。

計画的にデイサービスセンター等が整備され、快適な日常生活を送れるために

- ・ニュータウンにおける機能配置計画にあたり、福祉の視点を明確化し、デイサービスセンター等の計画的配置を行うとともに、多世代が交わりあって暮らし、世代間交流の拡大を図るため、
- ・多様な住宅の供給やふれあい空間の整備等を進める。
- ・デイサービスセンター等の計画的立地を進めるため、積極的に都市計画に位置付けることなどの都市計画的な手法の活用や周辺地域における歩道のネットワークの整備などの関連基盤施設の一体的な整備促進等のインセンティブの導入を図る。

- ・土地区画整理事業において換地の特例等を活用し、市街地の中に計画的にデイサービスセンター等の立地を促進するとともに、面的な歩道等の歩行者用ネットワークを整備する。
- ・公共住宅団地を地域の福祉拠点として機能するよう、福祉施設の併設や利用を円滑に進めるためのルールづくり等を行い、デイサービスセンター等との合算・併設などを進める。
- ・大都市圏では、都市中心部やニュータウンなどにおいて、世代間の人口構成のアンバランスに起因した人口のウェーブ現象が顕著に見られることに伴い、一部施設に過剰が見られることや、新たなデイサービスセンター等の整備のための用地取得が困難であることを考慮し、公共公益施設の集約、再配置、用途転換等を都市計画事業等において誘導する。

3 住まいを福祉の基礎的インフラとして位置付け、生涯を通じた安定とゆとりのある住生活を実現する

[施策の基本的方向]

自立した日常生活や在宅介護を可能とする。
多様な住まい方が選択できる。

住宅は、国民生活における最も基礎的な財であり、「福祉社会は住宅に始まり住宅に終わる」との認識に立って真摯な取組みを進めることが不可欠である。

我が国の住居には、段差が多いことなどから、不慮の事故の原因となりやすい、車椅子の利用が困難であるなどの問題が指摘されており、住宅のバリアフリー化を急ぐ必要がある。この際、住宅団地においては、住宅内部やアプローチなどとともに、住宅周辺のアクセスの一体的整備に配慮する必要がある。

さらに、住宅は豊かに家庭生活を営む場や健やかな子供の成長の場などとして非常に重要な役割を果たしてきたが、今後、介護を要する高齢者や高齢者のみの世帯の大幅な増加が見込まれることから、在宅介護を充実する社会福祉施策の展開に

対応し、家庭内における高齢者等の介護の場としても重要な役割を果たしてゆくことが必要である。また、障害者が地域で生活していくためには、障害者の住宅が適切に確保されることが必要である。このため、社会福祉施策との適切な役割分担の下に、在宅介護を円滑に行えるような工夫など介護負担の軽減と高齢者、障害者等の自立生活の支援につながる施策の展開を図ることが必要である。

このような支援の仕組みの構築にあたっては、高齢者等が社会福祉施設へ入所する場合、在宅サービスにより高齢者が独立して生活を営む場合、子供夫婦との同居等により家族の支援を受けて生活する場合等において、各々の場合における家族の機会費用を含め、介護等社会的な費用負担を均等化させる観点が必要である。

なお、こうした住宅のバリアフリー化により、自立した日常生活が可能となるだけでなく、社会全体として介護費用の軽減も期待できることに留意することが必要である。

平均寿命の延伸に伴い、住宅やその周辺で過ごす時間が長くなることから、高齢者にとって住宅の持つ意義はとりわけ大きく、コミュニティーや様々なグループとのつながりを持つ住み慣れた地域で、できるだけ自立してリズムとアクセントのある生活を安心して送ることができるようにすることが重要である。

今後、家族に依存しない高齢者が大幅に増加すると見込まれる一方で、我が国においては家族の絆を重視する者が多いこと、高齢者の扶養実態を見ても、欧米に比べ家族が重要な役割を果たしているとする者が多いことなどから、今後とも親との隣居、同居など日本的特色のある家族形態も一定の地位を占めるものと見込まれる。

このように、高齢者等のライフスタイルの一層の多様化が予想されることから、個人の意思等により、自由に住まい方を選択することが基本であることを認識しつつ、高齢者向けのサービスを付加した住宅の供給の促進等を通じて、高齢者のみの世帯に対する的確な対応を図るとともに、我が国に特有な家族の連携の強さというメリットもできる限り生かすための施策を講じる必要がある。

また、民間賃貸住宅への高齢等を理由とする入居の制約があるとの指摘に対し、入居機会の確保等を図ることが必要である。

[施策の展開]

自立した日常生活の在宅介護を可能とするために

- ・住宅における手すりの設置等の高齢化対応仕様の普及を促進するため、設計指針を策定・公表する。
- ・新築の公共住宅については高齢化対応仕様を原則とする。また、既存の公共賃貸住宅の改造に際しては、できるだけ高齢化対応仕様とする。さらに、公共賃貸住宅において、身体機能の状態に応じて高層階から低層階へ移動するなどの、柔軟な住み替えを可能とするための施策を展開する。
- ・民間新築住宅について、高齢化対応仕様が定着するよう、住宅金融公庫の融資の条件化を含め制度の拡充による誘導の強化を図るなど金融・税制等の支援措置の大幅な拡充を図る。
- ・これらの高齢化対応仕様に加えてゆとりある居室、廊下を備えたより広い住宅の供給や取得に対する支援を強力に進める。
- ・高齢者対応住宅へのリフォームの促進を図るための指針を策定する。さらに、高齢者住宅へのリフォームに関する専門家の育成を促進するとともに、福祉、保健等の各分野の専門家と相互に連携しつつ総合的なアドバイスを行えるような体制の整備を促進する。
- ・住宅金融公庫の住宅リフォーム資金融資について、高齢者向けなどへの改善を対象に貸付金利を含めた融資制度のあり方を見直すとともに、地方公共団体における相談体制や助成制度との連携を強化する。
- ・ホームエレベーター、階段昇降機等の建築設備の設置に係る建築基準法に基づく安全確認の手続きの迅速化を行い、普及の促進を図る。
- ・福祉機器などの研究開発とあいまって、車椅子や特殊寝台が使用できる空間の確保、比較的重量がある生活用具、介護機器等の取り付けを可能とする工夫など、住宅構造、設備上の対応を行うための技術開発等を促進する。

多様な住まい方の選択を可能とするために

(同居，近居，隣居等の支援)

- ・多世代居住を推進するため，公共住宅の規模の拡大を図るとともに，住宅金融公庫において多世代同居型住宅に対する優遇措置を実施する。
- ・近居，隣居等の位置付けを踏まえ住宅行政への反映を進めるとともに，公共賃貸住宅において，障害者世帯や老人世帯向への入居の優遇等を行う。

(生活支援サービスの提供された住宅の供給促進)

- ・福祉施策との連携により，緊急時の対応などを行うライフサポート・アドバイザーを配置するとともに，デイサービスセンター等の社会福祉施設と連携したシルバーハウジング等の供給を促進する。
- ・家族に頼らない自立した生活も可能となるよう，高齢者の資産を活用した入居時の家賃の一括払方式等を採用し，日常生活に関連するサービスの提供により，終身にわたる居住の安定・向上を図る公共及び民間のシニア住宅の供給を促進する。また，民間主体によるシニア住宅の供給を図るため，契約内容の適正確保の条件整備等を行う。

(居住の安定確保)

- ・民間賃貸住宅への高齢等を理由とする入居拒否等を解消するため，関係団体を通じた啓発を行うとともに，地方公共団体等が高齢者等のために民間賃貸住宅を借り上げる特定目的借上公共賃貸住宅の供給，高齢者の入居による貸し主の負担を軽減する保障制度，住宅相談体制の充実など地方公共団体等によるきめ細かな施策を促進する。
- ・公共賃貸住宅の建替や再開発事業等の実施に当たり，家賃激変緩和措置等の家賃軽減策を講ずる。
- ・高齢者が希望に応じ円滑に住替えを行えるような税制等の支援措置を講じることにより高齢者の居住の安定の確保を図る。

4 安心して子供を産み育てることができる家庭や社会とするための環境づくりを進める

[施策の基本的方向]

子供を安心して産み育てることが可能な居住環境を実現する。

就業と家庭生活の両立を支援する住まいづくり・まちづくりを進める。

結婚，出産は個人の選択に委ねられるべき事項であるが，子供を持ちたい人が安心して子供を産み育てることのできる家庭や社会の環境を整備し，その選択の幅を広げていくことが，いきいきとした福祉社会の実現にとって重要な要素である。出生率低下の要因の一つとして女性の結婚・育児に対する負担感の重くなったことが指摘されているが，その背景には「家事は女性の役割」という意識があると考えられる。このような意識を改め，男性も女性もそれぞれの個性と能力を生かして働き，仕事と家庭生活との両立が図れるよう，雇用環境の整備が図られることが必要であるが，住まいづくり，まちづくりにおいても適切な取組が必要である。

[施策の展開]

子供を安心して産み育てることが可能な居住環境を実現するために

- ・子育て世帯の居住水準の向上を図るため，特定優良賃貸住宅，公団住宅等の良質なファミリー向けの賃貸住宅の供給を行う。
- ・安心して子供を産み育てられる居住環境を整備するため，公園の水辺空間等の子供の遊び環境の整備を行うとともに遊びや環境学習の指導者の育成，配置等を進める。また，通学児童等の安全の確保等のまちづくりにおける対策を総合的に進める。
- ・多子世帯に対する公共住宅，特定優良賃貸住宅等への優先入居制度を促進する。

就業と家庭生活の両立を支援する住まいづくり・まちづくりを進めるために

- ・土地区画整理事業や再開発事業等の実施に際して、育児等を支援する保育所等の生活利便施設を、通勤経路等の勤労者にとって便利な場所に立地を誘導することにより、就業と家庭生活の両立を支援する。
- ・家事負担の軽減を図るため、省力化・システム化されたキッチン等の住宅設備の開発・普及を促進する。

5 健康で心豊かな生活を支える地域的基盤づくりを進める

[施策の基本的方向]

災害などの危険がなく、安心して暮らせる社会を築く。

いくつかの市町村にまたがる地域の基盤を整備し、健康で心豊かな生活を可能とする。

高齢者等は、災害の認知が遅れたり避難に時間を要することなどにより災害の犠牲者となりやすいことから、災害に対する安全、安心を確保することはいきいきした福祉社会を築く上での基本的要素である。

また、雪国の高齢者等にとっては、冬季間の積雪は外出等の生活の大きな支障となっているほか、住宅の雪下ろしや住宅周辺の雪かき等に対して多大な労力を要しているため、これらに対処し、快適な生活環境を確保することが必要である。

いきいきした福祉社会を築くためには、個人、家庭やコミュニティーを対象とする福祉インフラの整備だけでなく、いくつかの市町村にまたがる地域において広域的に展開される諸活動を支える地域の基盤の整備が不可欠である。特に、過疎地域や農村地域は高齢化が進んだ地域であり、今後急激な人口減少に直面しコミュニティーの維持が困難になると予想されているため、地域の活性化のための施策を推進する必要がある。

[施策の展開]

災害などの危険がなく、安心して暮らせる社会を築くために

- ・床上浸水は、被災後通常生活への復旧に多大な労力を要し、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与えるため、床上浸水被害を解消するための河川改修等を強力に進める。
- ・災害弱者の多い地域や病院、社会福祉施設等が立地する地域において、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業等を強力に推進する。
- ・自然災害時において高齢者等の安全かつ迅速な警戒避難を可能とするため、ハザードマップの作成・公表、防災情報の内容やきめ細かな情報の提供を推進する。
- ・地窠、市街地大火などの災害時において円滑な避難誘導を可能とする情報提供システム、避難誘導體制や避難地・避難路の整備を行うとともに、できるだけ避難を伴わずに安全を確保するため、市街地の延焼拡大防止等を推進する。
- ・積雪地域において、ロードヒーティング、消雪パイプ、流雪溝等の整備促進、消流雪用水の確保、投雪の省力化を図るための機器の開発や歩道除雪を実施することにより積雪時の快適な歩行環境を確保するとともに、雪下ろしなどをしなくて済むような克雪住宅の普及・整備を促進する。

いくつかの市町村にまたがる地域の基盤を整備し、健康で心豊かな生活を可能とするために

(地域間の交流の促進)

- ・圏域の中心都市が持つ高次な都市機能の利用等を容易にするとともに、高度医療機能等の利用可能性を高め広域救急医療を支えるため、圏域内の市町村や圏域相互の連携・交流を強化する地域高規格道路や交流ふれあいトンネル・橋梁等の交通ネットワークを整備するとともに、公共空間の活用によるヘリポートの整備を進める。
- ・高速道路のサービスエリア等の隣接地に広域救急病院や行政サービス施設等を整備し、高速道路利用者のみならず、地域住民に対しても有益なパブリックセンター的な施設としての活用を推進する。
- ・在宅医療やホームバンキング等の地域的な情報

システムの基盤となる光ファイバー網等の整備を促進するため、道路等における収容空間の整備等を推進する。

- ・過疎地域等における高齢者等の日常生活の安定や安全を確保するため、集落を相互に連絡する道路の整備等を推進する。

(広域的な文化等とのふれあい)

- ・国として特に重要な歴史的・文化的価値を有する道路、建造物等を選定し、その保存、整備、活用を図る。
- ・広域的なレクリエーション需要に対応するため、オートキャンプ場、国営公園、大規模公園、カントリーパーク等の整備を推進する。

第2 福祉インフラ整備の推進方策

ノーマライゼーションの理念の実現を目指し、住宅・社会資本に関する諸制度の充実を図る。地域からの発想を重視しつつ社会の全ての主体が連帯・協働して進める。

人生50年時代につくられた住宅・社会資本に関する諸制度に「福祉」の視点を明確に位置付け、ノーマライゼーションの理念を住宅・社会資本整備に携わる全ての主体が共有する価値観として確立することが不可欠である。

また、地域に居住し、働き、活動する住民の日常生活を、安全・安心で充実したものとするため、住民と最も密接な関係にある基礎的自治体としての市町村が中心となって、地域からの発想を重視しつつ、地域の特性や住民のニーズを踏まえて福祉インフラの整備を展開していく必要がある。

福祉インフラの整備は、社会システム全般に関わる問題である。国、地方公共団体、個人、家庭、民間企業、関係団体などの全ての主体がそれぞれの役割と責任を適切に分担しつつ連携し、協働して進めていく必要がある。

この際、高齢者、障害者等のニーズや特性に対応した福祉インフラの整備を行うため、高齢者、障害者等の意見を参考に設計を検討するなど、連帯、協働した取組みを行うことが重要である。

また、整備された福祉インフラが本来の機能を十分発揮できるよう、国、地方公共団体のみならず、地域住民等の関係する主体が協力して適正な維持管理を行うことが重要である。

[施策の展開]

ノーマライゼーションの理念の実現を目指し、住宅・社会資本に関する諸制度の充実を図るために

- ・ノーマライゼーションの理念を実現することを目標として、住宅・社会資本に関する制度、技術基準等の総点検及び見直しを行い、施設整備に係る技術的ガイドライン(生活福祉空間ガイドライン)を策定する。また、必要となる技術開発を推進する。
- ・福祉インフラの計画的かつ円滑な整備を推進するためには、住民に基も身近な市町村が、関係部局の総合的な連絡・調整や福祉関係団体、鉄道事業者等の関係機関との連携を図りつつ、福祉のまちづくりに関する基本理念、デイサービスセンター等の福祉施設の配置、当該市町村の区域全域における安全・快適で連続した歩行空間のネットワーク、駅等の交通結節点や福祉施設の周辺地区などにおけるきめ細かな歩行環境の改善、高齢者等の利用しやすい建築物の整備、高齢者住宅の供給等を内容とする総合的な福祉のまちづくり計画を策定し、国、都道府県等の適切な支援により、これらの事業を進めることが必要である。このため、建設省において必要な推進体制の整備を図る。

地域からの発想を重視しつつ社会の全ての主体が連帯・協働して進めるために

(多様な分野の交流・連携等)

- ・福祉インフラの整備にあたっては、福祉施設の整備等の社会福祉施策、鉄道駅やバス交通等の公共交通機関におけるバリアフリー化、生涯学習の推進等、関連分野における取組みとの連携や協力が不可欠である。このため、厚生省、運

輸省，文部省等の関係省庁との緊密な連携を図り，総合的かつ円滑な施策の推進に努める。

- ・福祉インフラ整備のための具体的な施策の展開や技術開発に際しては，高齢者，障害者の意見はもとより，保健，医療，心理学，人間工学等の幅広い分野の専門的知見を必要とすることから，こうした様々な分野の人々との交流・連携を強化する。
- ・高齢者，障害者が円滑に利用できる建築物の基準の策定に当たって，福祉関係団体，民間事業者等の意見を積極的に反映させるとともに，当該建築物の普及・建築促進を図るため，国，地方公共団体及び民間事業主体等の意見交換等を行う場の整備に取り組む。
- ・根幹的な道路，河川，公園等を整備する国の直轄事業及び公団等の事業においては，地域の特性に配慮しつつ，本大綱の理念に添って事業を行い，地域における福祉インフラ整備の先導的役割を果たすものとする。

(地域住民による主体的な取組みへの支援)

- ・いきいきとした福祉社会の実現に向けたまちづくりやコミュニティーづくりは，地域住民の主

体的な取組みによって行われることが必要である。こうした活動を支援するため，まちづくり情報センターやまちづくりライブラリーの設置，まちづくり協議会への福祉のまちづくりアドバイザーなどの派遣等の地方公共団体による住民参加型のまちづくり施策を支援する。

(広報・啓発活動等の強化)

- ・福祉インフラづくりを支える国，地方公共団体の建設行政分野の職員や建築士，技術上，土地区画整理士，建設コンサルタント等に対する研修等の機会を通じて，ノーマライゼーションの理念等を浸透させる。
- ・住宅金融公庫や高齢者住宅財団等の福祉インフラの整備に密接に関連する各種団体において，相談業務の拡充，情報提供の充実等のきめ細かな施策の展開を図る。
- ・国，地方公共団体及び関係団体は，ノーマライゼーションの理念等に関する国民の理解を深めるとともに，その実施に関する国民の協力を求めるため，まちづくり月間，道路を守る月間，住宅月間等の各種機会における広報・啓発活動等を強力に推進する。

第3 福祉インフラの整備目標

項 目	21世紀初頭の整備目標
1. 健康づくりやふれあい・交流の場づくり	
公園の整備	<p>概ね全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園のネットワークを整備(約110,000箇所)し、全ての公園内に障害者等の利用に配慮したゆったりトイレを設置</p> <p>健康運動公園を中学校区に概ね1箇所整備(約10,000箇所)</p> <p>市民農園を中学校区に概ね1箇所整備(約10,000箇所)</p>
水辺空間の整備 (河川、海岸等の水辺空間に水と緑豊かな散策路、広場、せせらぎ等を整備)	市街地を重点に、全国ほぼ全ての市町村において1箇所以上整備(約6,600箇所)
2. バリアフリーの生活空間の形成	
車椅子がすれ違い、歩行者が安全に通行できる幅の広い歩道の整備	市街地や住宅地等の2車線以上の道路及び幹線道路で歩行者が頻繁に通行する区間26万kmのうち約50%(13万km)を整備
高齢者等に配慮した官庁施設の整備 (新たな基準を定めてよりきめこまやかな整備を実施)	窓口業務を持つ官庁施設等の全てについて改修等を実施(約1,500箇所)
駅前広場等交通結節点のバリアフリー化 (自由通路、ペDESTリアンデッキの整備等)	大都市圏の大部分の駅や地方圏の主要な都市の中心駅(乗降客概ね5千人/日以上)の約5割(約2,000箇所)について整備
道の駅の整備 (併せて、障害者等が利用しやすいトイレを設置)	主要幹線道路において、道の駅以外の民間の休憩施設等と併せて、施設間隔が10~20km(最大25km程度)となるよう道の駅を整備(約1,000箇所)

項 目	21世紀初頭の整備目標
3. 生涯を通じた安定とゆとりある住生活の実現	
高齢者の安全に配慮した住宅の整備 (民間住宅も含む, 床段差解消, 手すり設置等を行った高齢化対応仕様住宅)	高齢者を含む世帯の数の概ね1/4程度に相当する約500万戸を確保
高齢者向け公共賃貸住宅 (高齢化対応仕様等を採用し, 入居優遇等を行う住宅)	上記のうち, 特に居住の安定を図る観点から, 高齢者世帯等に向けて, 約35万戸の公共賃貸住宅を供給
4. 安心して子供を生み育てることができる家庭・社会のための環境づくり	
公園の整備 (再掲)	概ね全ての市街地において歩いて行ける範囲に公園のネットワークを整備
水辺空間の整備 (再掲)	市街地を重点に, 全国ほぼ全ての市町村において1箇所以上整備
5. 健康で心豊かな生活を支える地域的基盤づくり	
床上浸水対策の推進	2000年までに, 全国約450市町村の慢性的に浸水被害が生じている都市内河川の改修を推進し, 床上浸水被害を解消
高齢者等災害弱者の関連施設 (老人ホーム, 病院等) を保全する土砂災害対策の推進	災害弱者関連施設を保全対象に含む土砂災害危険箇所を概ね解消
積雪地域における歩行環境の確保 (歩道除雪の実施, ロードヒーティング, 消雪パイプ等の消融雪装置や流雪溝の整備)	通学路や歩行者の多い歩道を重点に, 積雪地域の歩道全体の約7割 (約50,000km) を確保
地方部の市町村相互を連絡する道路の整備	概ね全ての市町村について, 近隣都市や関連の深い隣接市町村との連絡時間を30分以内とする
市町村の区域を超える広域レクリエーションに対応する大規模公園の整備	概ね地方生活圈ごとに1箇所整備 (約180箇所)

(注) 整備目標は, 本大綱においてとりまとめられた施策のうち, 中長期的な整備目標を明示できる代表的なものについてのみ示した。